

平成 30 年 12 月 28 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菫 敏

日本医師会「医療機関における検体検査業務の精度確保に向けた手引き」
のご案内について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、本会にて「医療機関における検体検査業務の精度確保に向けた手引き」
並びに「運用のための作業書等ひな形」を作成し、電子ファイルを下記ウェブサイト
にて公表いたしましたのでご案内申し上げます。

医療機関における検体検査業務については、本会役員が厚生労働省「検体検査の
精度管理等に関する検討会」に構成員として参画し、医療機関に過度な負担となら
ないよう要望してまいりました。(同検討会のとりまとめを平成 30 年 4 月 17 日
付(地 21)にて貴会宛にお送りしております。)

また、平成 29 年 6 月に成立した「医療法等の一部を改正する法律」のうち、検
体検査の精度確保に関する規定が本年 12 月 1 日より施行されたことにつきまし
ては、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の
整備に関する省令の施行について(検体検査の精度の確保に関する事項)」を平成
30 年 8 月 22 日付日医発第 602 号(地 168)(健 I 92)にて貴会宛にご案内申し上げ
ました。

今回の施行により、病院及び診療所が自ら検体検査を行う場合について、その構
造設備に特段の基準は定めないものの、精度確保の責任者を置くこととし、標準作
業書及び作業日誌又は台帳関係を作成することとされました。この新たな書類等の
整備に際して、遺伝子関連・染色体検査を行わない施設であって、診察室や処置室
で検体検査を実施している医療機関での負担軽減に資するため、今般、本会にて各

種ファイルを作成し、公表したものであります。(本手引きの対象となる医療機関については、本手引き 5 ページをご参照下さい。)

なお、こちらの手引きの内容は、医療法施行規則や関連通知等に整合的であることについて厚生労働省に確認済でございます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

追って、関連通知等として、「医療機関、衛生検査所等における検体検査に関する疑義解釈資料（Q & A）の送付について」、「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について」、並びに「衛生検査所指導要領の正誤表の送付について」の三点を同封しましたことを申し添えます。

記

ウェブサイト名：医療機関における検体検査業務の精度確保に関する資料

URL : <https://jmamdc.med.or.jp/guidance/kensa>

以上

※ 本PDFでは、以下のページを省略しております。
(都道府県医師会宛の郵送物には同封。)

- 本ウェブサイトのスクリーンショットイメージ
- 手引き
- 運用のための作業書等ひな型
- 医療機関、衛生検査所等における検体検査に関する疑義解釈資料（Q & A）の送付について
- 病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について
- 衛生検査所指導要領の正誤表の送付について